



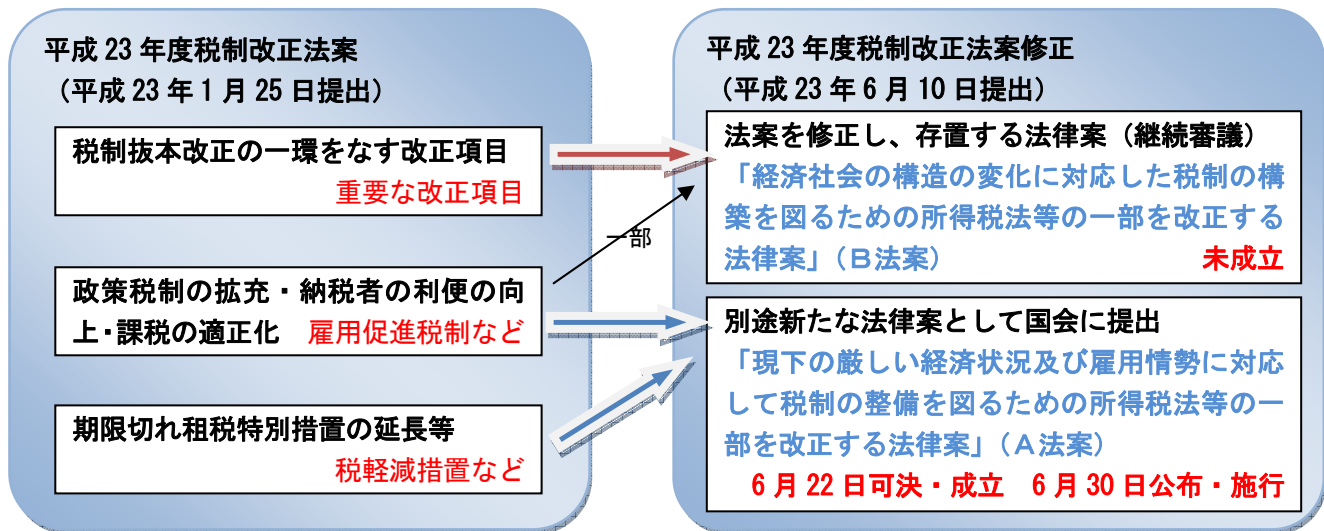
平成 23 年度の税制改正法が成立しました

■平成 23 年度税制改正法が可決・成立

平成 23 年 6 月 22 日に平成 23 年度税制改正に関する「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」(以下「A 法案」)が国会で可決・成立しました。「今年は成立が遅いな」と感じる方もいらっしゃるかもしれませんが、今年度は震災等の影響もあり、税制改正法成立が 6 月までずれ込み、ようやく成立する運びとなりました。

今年度の税制改正は、平成 23 年 1 月 25 日に国会へ提出された税制改正法案の内容を二つに分け、税制の抜本的な改革に係る項目は先送りとされましたが、それ以外の期限切れ法案など課税の適正化に係る項目について実施されることになりました。先送りされた項目を含む「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」(以下「B 法案」)は今後も継続審議され、そのうちの多くが平成 24 年度以降の税制改正大綱に織り込まれる可能性が多分にあります。

今年度の税制改正は、その可決・成立までの経緯が複雑であるため、改正の内容がよく分からないと仰る方も多ようです。そこで今回は、平成 23 年度税制改正で成立した項目と継続審議中の項目を整理いたします。



(A 法案)成立した主な項目

税目	内 容
所得税	特定事業用資産の買換えの特例の期限の延長 (適用期限を平成 26 年 3 月 31 日まで延長)
贈与税	住宅取得資金等の贈与を受けた者の贈与税非課税(新築に先行して土地を取得するための資金も含む)
消費税	免税事業者要件の厳格化(基準期間の課税売上高が 1000 万円以下の事業者のうち前期半年間の課税売上高が 1000 万円超の場合には免税点制度を適用しない) 仕入税額控除制度における 95%ルールの見直し(課税売上高 5 億円超の場合は課税売上割合 95%以上でも課税仕入れ等の税額の全額の仕入れ税額控除はできない)
法人税	中小法人に対する軽減税率の引下げ(22%→18% ※平成 24 年 3 月 31 日終了事業年度まで延長)
その他	租税罰則の見直し(故意の申告書不提出による脱犯の創設。5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金)

(B 法案)継続審議されている主な項目

税目	内 容
所得税	給与所得控除上限設定(給与等の収入金額が 1500 万円超の控除額について 245 万円の上限を設ける) 扶養控除の見直し(成年扶養親族について一定の場合、控除額を減額する)
相続税	基礎控除の引下げ(3000 万円と 600 万円×法定相続人の合計額を基礎控除の金額とする) 死亡保険金の非課税限度の引下げ(生計を一にしている法定相続人×500 万円を限度とする) 相続税の税率構造の見直し(最高税率引き上げ 50%→55%等)



(B 法案)継続審議されている主な項目 (つづき)

贈与税	一般の贈与に係る贈与税の税率構造の見直し(最高税率引き上げ 50%→55%等)
	直系尊属からの贈与に係る贈与税の税率構造の緩和(一般の贈与に比べ税率が低くなる)
	相続時精算課税制度の対象となる贈与者の年齢要件の引下げ(65歳→60歳)
法人税	中小法人に対する軽減税率の引下げ(18%→15%)
その他	更正の請求期間の延長(1年→5年)
	増額更正の期間制限の延長(3年→5年)



資産家の皆様に関係の深い改正内容

(1)相続税の基礎控除の引下げ……………継続審議中

相続税の基礎控除が大幅に引き下げられ、税率構造も見直されるという改正の話がありました。この項目は平成 23 年度税制改正では成立せず、B 法案にて継続審議となっています。大幅に相続税が増加するのではと心配されていた方も多くいらっしゃったかもしれません。この項目については平成 24 年度税制改正項目となる可能性がありますので今後も注意が必要です。

(2)特定事業用資産の買換えの特例……………平成 26 年 3 月まで延長

特定事業用資産の買換えの特例とは所有していたアパートを売却し、新たにアパートを買い換えた等の場合において、当初売却したアパートに係る譲渡所得の 8 割が繰り延べられる譲渡所得税の特例のことです。この特例の期限は平成 23 年 12 月 31 日までとなっており、特例が期限切れとなるのではと心配されていました。この特例について期限が延長され平成 26 年 3 月 31 日までとなりましたので、当期も適用が可能です。

(3)消費税免税事業者の要件……………見直しされ、課税対象者が拡大

消費税は基準期間(個人の場合は 2 年前)の課税売上高が 1000 万円以下の事業者(その他一定の要件を満たす事業者)は免税事業者となっていました。しかし税制改正により、前期 6 カ月間(個人事業者の場合は 1 月～6 月)の課税売上高の合計額が 1000 万円を超える場合(その他一定の要件を満たす場合)にはその年についても課税事業者となります。この改正で課税対象者が拡大することとなりますので注意が必要です。なお適用は平成 25 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度からとなります。

(4)中小企業者の法人税率の特例……………変更なし。継続審議中

中小企業者の法人税率の特例とは、中小企業者の各事業年度の所得の金額のうち年 800 万円以下の金額について、優遇された税率(30%ではなく、22%)により計算される特例のことです。さらに平成 21 年度税制改正により 2 年間(平成 23 年 3 月 31 日まで)に限り適用税率が 22%から 18%に引き下げがされておりました。そして期限が切れる今年、税率はどうなるか(22%に戻ってしまうのか)、行方が注目されていました。

結論は特例が延長され 18%のままとなりました。この延長は平成 24 年 3 月 31 日までの期間となります。さらに B 法案によりこの 18%をさらに 15%に引き下げかどうか継続審議がされています。

(5)住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置の見直し……………要件が緩和

住宅取得等資金の贈与の非課税措置として、平成 23 年中の贈与については 1000 万円まで非課税となっています。改正前は土地の取得資金の贈与については適用がなく、家屋を取得する場合の贈与についてのみ適用が認められていました。しかし新築で家を建てる場合、先行して土地を購入する場合も多くあるため、今回の改正において先行取得した土地の購入資金を贈与する場合であっても適用が可能となりました。

(6)更正の請求の期限・増額更正の期間制限の延長……………継続審議中

更正の請求(納めすぎた税額を取り戻す手続き)は法定申告期限から 1 年、増額更正処分(税務署側からの納税額の増額処分)については法定申告期限から 3 年(法人税は 5 年)と規定されています。仮に相続税申告の期限が平成 23 年 8 月 1 日の場合、申告書計上額の誤りによる還付請求ができるのは平成 24 年 8 月 1 日までとなっています。逆に税務署からの増額更正の場合は平成 26 年 8 月 1 日が期限と定められています。

現在 B 法案にて、更正の請求の場合は 1 年→5 年、増額更正処分の場合は 3 年→5 年と期限の延長が検討されています。更正の請求の期限が延長されることは納税者にとって有利な項目となるので平成 24 年度税制改正法案が注目されます。

(7)今後の展望

資産家の皆様に関係する税制改正項目をみると、減税項目は少なく、期限の延長または増税傾向にある項目が目立ちます。また現在税制調査会では東日本大震災への税制上の対応、社会保障・税一体改革成案等についての議論等が行われています。資産家に限らず社会全体が増税路線となる可能性も高く、注意が必要です。

(文責：第三事業部 大庭 淳)

